

これから任意継続されるみなさまへ

加入申請時に「マイナンバー（個人番号）」を記入していただくこととなります。

平成 28 年 1 月から番号制度が始まりました。
そこで、平成 27 年 10 月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されました。
今後、各種の健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。



平成 29 年 1 月から、健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うこととなります。 ※健康保険以外の開始時期は制度によって異なります

当組合は、被保険者及び被扶養者の個人番号を、番号法別表第 1 の第 2 項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、適用、給付および徴収業務で利用します。

手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

加入手続きでは、**①**マイナンバーの確認と**②**身元(実在)確認を実施しなければなりません。確認するために必要なものは、マイナンバーカードを所持している方はマイナンバーカードを、所持していない方は、複数の書類の組合せになりますので、パターン②を提出してください。

パターン①・・・マイナンバーカード(**①**) **②**) が一枚で確認可能)

パターン②・・・通知カード又はマイナンバー付住民票(**①**) の確認) + 免許証又はパスポート(**②**) の確認)

※被扶養者のマイナンバーも記入していただきますので、手続きの際にはマイナンバー付世帯全員の住民票を必ずお持ちください。

※加入手続きの際は従来同様、申請書(窓口にて記入)と認印、保険料の支払いが必要です。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

通知カードのイメージ

個人番号	〇〇〇・……〇〇〇
生年月日	〇年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町 1-1-1

健康保険や
年金、税金、雇用
保険等の手続きで
必要になります